

# 資料 日本における戦時期農地・農地政策関係資料（8）

坂根嘉弘

## 目次

### 一、研究史の概要

二、戦時期土地改良関係資料 …以上、第1回（第25巻第3号）、第2回（第26巻第1・2号）、  
第3回（第26巻第3号）

### 三、戦時期農地政策関係資料

(1) 戦時農地立法 …以上、第4回（第27巻第3号）  
(2) 農地調整法の施行状況 …以上、第5回（第28巻第1・2号）  
(3) 戦時期の小作事情 …以上、第6回（第28巻第3号）、第7回（第29巻第1号）

\* \* \*

\* \* \*

\* \* \*

## （補論）

### 戦時期日本における農地委員会の構成と機能（2）

#### 一、研究史上の含意

本稿の課題は、戦時期における町村農地委員会委員の構成を年齢の視点から検討し、それを戦後農地改革期のそれと比較することにより、戦時期における農地委員会の性格をより明確にすることにある。その際の検討課題は2つある。第1は、町村農地委員会委員の平均年齢を検討し、戦時期及び戦後農地改革期における町村農地委員会の年齢構成の変化を明らかにすること、第2は、戦時期及び戦後農地改革期における町村農地委員会長の選任を年齢の視点から検討することである。従来、戦時期及び戦後農地改革期における町村農地委員会の構成の検討は、主に地主・自作・小作などの階層別の視点から行われてきており、年齢の視点からはあまり行われてきていません。まずは、町村農地委員会委員の構成を年齢の視点から検討することの研究史上的含意を述べておきたい。

従来から戦前（戦時）期から戦後期にかけての日本社会をリードする階層の「若返り」が指摘されてきているが、この指摘は主に公職追放との関連で行われてきた<sup>(1)</sup>。特に、1947年1月4日の第2次公職追放で、ページの適用範囲が地方・経

済・言論（文化）に拡大されたことから<sup>(2)</sup>、たとえば、農村に関しては、戦時中の村政指導者が公職追放されたことにより村行政をリードする人々の「若返り」がみられたことが一般に指摘されてきたし<sup>(3)</sup>、また、財界に関しても、公職追放措置の結果、戦後の新経営者層が若返ったことが指摘されている<sup>(4)</sup>。これらの議論の特徴は、公職追放の範囲が経済界や地方公職者にも拡がった1947年1月の第2次公職追放（財界の場合には、加えて1948年1月の財閥同族支配力排除法）によって「若返り」がみられたことを指摘していた点にあった。それに対し本稿では、直接に公職追放にかかわりのない場面（町村農地委員会）での「若返り」現象を検討してみたい、ということである。それが第1の検討課題の研究史的な含意である。

第2の町村農地委員会長選任については、従来の検討の多くは、地主・自作・小作などの階層別の視点から行われてきた<sup>(5)</sup>。特に、戦後農地改革期についてのそれは、農地改革という階層間対立が激しく露出する改革であったがゆえに当然の視点であったといえる。本稿では、それらの研究成果を批判するつもりではなく、それらに加え町村農地委員会長の選任を年齢の視点から検討してみたい、ということである。

以上のように、本稿の分析の特徴は、町村農地

委員会委員の構成あるいは町村農地委員会長の選任を年齢の視点から検討してみたい、ということである。なお、筆者はすでに坂根嘉弘「戦時期日本における農地委員会の構成と機能」(『歴史と経済』187、2005年)を発表している。本論は、その論文を補完するものである。

## 二、町村農地委員会委員の選任と年齢別検討

### (1) 市町村農地委員会委員の選任

戦時期における市町村農地委員会委員の選任は、以下の農地調整法施行令の規定による。

農地調整法施行令（昭和13年7月29日）

第8条 市町村農地委員会ハ会長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第9条 市町村農地委員会ノ委員ハ八人以内トス但シ特別ノ事由アルトキハ地方長官ハ其ノ定数ヲ増加スルコトヲ得

特別ノ事項ヲ処理スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第10条 市町村農地委員会ノ会長、委員及臨時委員ハ地方長官之ヲ選任シ又ハ解任ス

会長ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外市町村長ヲ之ニ選任スルモノトス

第11条 市町村農地委員会ノ会長、委員及臨時委員ハ名譽職トス

会長及委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖モ之ヲ解任スルコトヲ妨げズ

補欠選任其ノ他ノ事由ニ因リ他ノ委員ト選任ノ時ヲ異ニスル委員ノ任期ハ他ノ委員ノ残任期間トス

会長ハ其ノ任期満了シタルトキト雖モ後任ノ会長就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フ

つまり、①市町村農地委員会は会長と委員で組織し、②その委員は8名以内とすること、③市町村農地委員会の会長、委員、臨時委員の選任と解任は地方長官が行うこと、④会長は特別の事由ある場合のほかは市町村長とすること、⑤会長・委員の任期は2年で、名譽職とすること、であつ

た。

以上の農地調整法施行令により、市町村は、通常、8名より多い農地委員内申を知事宛に行い、知事はそれにもとづき8名の農地委員を選任し、市町村に伝えた。具体的に述べるために一つ事例をあげよう<sup>(6)</sup>。長野県東筑摩郡神林村では、昭和16年1月4日付で知事から、昭和16年2月24日に会長並びに委員が任期満了となるため委員の推薦をもとめた「農地委員会委員推薦方ニ関スル件」を受け取った。県は、推薦に際して「真ニ時局下農地委員トシテ十分其ノ職責ヲ完フシ得ル人材」の推薦を求め、8項目にわたり推薦の際の注意事項を添付している。長野県では委員候補者として14名以上の推薦をもとめていた<sup>(7)</sup>。神林村では、昭和16年2月18日付で「農地委員内申ノ件」を知事宛に送付し、委員候補者15名を推薦した。そこには、推薦した15名の「順位」、「氏名」、「職業」、「地主・自作・小作人等別」、「年齢」、「出身部落名」、「経歴、人物其ノ他推薦スルニ至リタル理由」が記されていた。その後、昭和16年3月27日付で知事から「農地委員会々長並委員改選及臨時委員任命ノ件」が届き、新農地委員会委員が確定したのである。2月24日の任期満了から新農地委員会の発足まで、約1ヶ月のブランクが生じている<sup>(8)</sup>。その間は、農地調整法施行令第11条により旧会長が職務を行ったのであろう。

市町村から農地委員会委員の推薦を受けた知事は如何なる基準で選任を行ったのであろうか。長野県東筑摩郡神林村の場合をみてみたい。表補一1が昭和16年2月18日付で神林村から知事に内申した委員の一覧表である。選任と選任洩れ候補者とを比較して言えることは2点ある。第1は、村内各地区のバランスをとっているということである。3人が推薦されていた2地区では2人が選任されているし、1人しか推薦されていなかった地域ではその1人が選ばれている。他の地域では一様に2人の候補者から1人が選ばれている。村内各地区のバランスをとったことは明らかである。第2は、地主・小作などの階層の問題を考慮しているということである。神林村の場合には、自作4人、自小作4人、小作1人の構成になっており、地主・地主自作ははずされている。選任にあたって階層の問題を重視していることは間違いない<sup>(9)</sup>。ただ、経歴・年齢などをどのように勘案した

表補一 長野県東筑摩郡神林村農地委員会委員の内申（昭和16年2月18日）

順位	役職	地自小作別	年齢	出身部落名	経歴、人物、その他推薦に至りたる理由	結果
1	会長	自小作農	54	町 神	村会五期、現在村長、村内老年階層ノ重鎮	選任
2	委員	自小作農	64	川 西	村会四期、□防団長、元助役	選任
3	委員	自小作農	50	川 東	現任川東区長、全農事実行組合長、部落中堅	選任
4	委員	自 作	50	寺 家	現農会総代、農会監事、水利組合会議員、人間的誠実ニ於テ村内比ナシ	選任
5	委員	自 作	46	南荒井	現南荒井実行組合長、区長、部落内ノ信望厚シ	選任
6	委員	自 作	39	南荒井	現村委会員、産組理事、□壯年団長、中堅推進者	
7	委員	自 作	38	町 神	元町神区長、相当ノ耕作者ニシテ部落ノ中堅実践者	選任
8	委員	地 主	57	下 神	方面委員ニシテ郡方面会ノ幹部、村内信望極メテ厚シ	
9	委員	自小作農	43	梶海渡	元区長、現任農会評議員	選任
10	委員	自小作農	47	川 西	現河西農事実行組合長兼区長、部落中堅実践者	
11	委員	自 作	53	川 東	元村議、元区長、現在農地委員	
12	委員	自 作	41	南荒井	理非曲直ノ明確ナル□□者、現農地委員	選任
13	委員	地主自作	47	町 神	現村議、町神農事実行組合長、徳望厚シ	
14	委員	小作農	53	下 神	農会総代、産組監事、現任区長等ノ職ニアリ明敏ナル頭脳ノ持主	選任
15	委員	自小作農	43	梶海渡	現農会総代、篤農家	

出典：『昭和十六年度農地調整関係綴』神林村役場文書、松本市文書館所蔵。

かは、この事例の範囲内では判然としない<sup>(10)</sup>。なお、神林村駐在所巡査と神林村農会技術員は臨時委員となっている。

戦後農地改革期の市町村農地委員会は、階層別の公選制がとられた。農地委員会委員は10人で、委員の階層別構成は小作5人、地主3人、自作2人であった。第1回農地委員会選挙は昭和21年12月に行われた。

## （2）町村農地委員会委員の年齢別検討

戦時期における市町村農地委員会委員の年齢別構成を知ることは難しい。農林省は道府県に対して市町村農地委員会の設置状況についての調査報告を求めているが、調査項目は設置町村名、設置年月日、会長、委員及臨時委員の階層別員数のみであり、年齢の調査にまでは及んでいない<sup>(11)</sup>。したがって、農林省文書で全国統一的に市町村農地委員会委員の年齢別構成を知ることは出来ない。道府県文書には、市町村長から委員候補者が内申されてくるのであるから、それらの綴りが保管されていればその道府県については統一的に知ることが出来るのであるが、北海道から沖縄まですべての道府県文書を調査したが、これまでの調査ではかかる文書類はまったく見出すことが出来なかった。残る可能性は、戦時期の市町村農地委員会関係文書に、知事への農地委員会委員候補者

の内申と知事からの任命通知や農地委員会議事録などで委員が確認できる場合のみである。市町村農地委員会関係の文書類が保存されている場合があまり多くなく、保存されていても上記の文書類が綴じられていない場合もあり、戦時期における市町村農地委員会委員の年齢別構成を知ることはそう簡単ではない。他方、戦後農地改革期の市町村農地委員会の年齢構成については、全国の市町村農地委員会から農林省に送付された『農地等開放実績調査』（昭和25年8月1日現在 全国一斉）で知ることができる。ただし、『農地等開放実績調査』が農林省文書に保存されているのは、25県分のみである。

表補一が市町村農地委員会関係文書から拾うことのできた市町村農地委員会委員の平均年齢のデータである。それによると、戦時中の農地委員会委員の平均年齢はおおよそ50歳前半とみることができよう。それに対し、戦後農地改革期の平均年齢はおおよそ50歳に近い40歳後半と言えよう。表補一は、農林省が作成した農地委員会委員の年齢別割合表である。これをみても40歳代後半が最も多くなっていることが確認できよう。また、表補二により、長野県上伊那郡・下伊那郡・西筑摩郡・東筑摩郡・下高井郡、京都府南桑田郡での市町村農地委員会委員の平均年齢をみても、40歳代後半であることが確認できる。つまり

表補一2 町村別農地委員の平均年齢

	1938・39年	1940・41年	1942年	1945年	1946年
長野県下高井郡延徳村	53.9				49.6
長野県東筑摩郡神林村		48.8			49.0
京都府南桑田郡篠村	54.4	51.9	38.3	54.8	43.6
広島県安佐郡狩小川村	52.0				54.4

出典：『延徳村農地委員会関係綴込』（延徳村役場）、福田勇助「戦時下農地委員会と改革期農地委員会」『農業経済研究』58-1、1986年、43頁、『農地等開放実績調査』（延徳村農地委員会）、『昭和16年度農地調整関係綴』（神林村役場）、『農地等開放実績調査』（神林村農地委員会）、『勧業』（昭和13、15年度、篠村役場）、『勧業綴』（昭和17年度、篠村役場）、『勧業一件』（昭和20年度、篠村役場）、『市町村農地委員会委員選挙録綴』（京都府庁文書）、『昭和13年起農地調整法関係書類』（狩小川村役場）、『昭和21年11月農地委員選挙一件』（狩小川村農地委員会）。

表補一3 市町村農地委員会委員年齢別割合（昭和21年12月現在）

	20歳未満	20-25	25-30	30-35	35-40	40-45	45-50	50-55	55-60	60-65	65-70	70-75	75-80	80歳以上	計
小作	0.0	0.4	2.0	6.2	11.1	19.5	22.2	18.9	11.7	5.6	1.9	0.4	0.1	0.0	100.0
自作	0.0	0.3	1.5	4.6	10.9	17.4	22.9	19.8	13.6	6.1	2.4	0.5	0.0	0.0	100.0
地主	0.0	0.8	2.0	6.2	10.8	12.4	16.5	16.9	15.3	10.6	5.8	2.2	0.5	0.0	100.0

出典：農林省農地部『農地改革に関する統計資料（I）』1949年、23頁。

表補一4 市町村農地委員会委員の平均年齢（昭和21年12月現在）

長野県上伊那郡	49.2
長野県下伊那郡	47.7
長野県西筑摩郡	47.4
長野県東筑摩郡	49.8
長野県下高井郡	49.0
京都府南桑田郡	46.8

出典：『農地等開放実績調査』、『市町村農地委員会委員選挙録綴』（京都府庁文書）。

は、戦時中から戦後にかけての市町村農地委員会の平均年齢は、おおよそ50歳代前半から40歳代後半へと、5歳から10歳程度若返ったと言えるのではなかろうか。市町村農地委員会には公職追放の直接的な影響はなかった（玉突き的な間接的影響は存したと思われる）のであり、戦後日本の農村社会は刷新された清新な世代が担い手となって再出発したと言えよう。農地改革など激動の戦後改革期は、彼らが乗り切ったことになる。

### （3）町村農地委員会長の年齢別検討

戦時中の市町村農地委員会長は、「特別ノ事由」がある場合を除いては、市町村長が兼任した。農林省の調査によると、1942年10月末現在では、会長10,057人中、市町村長が会長である市町村農地委員会は10,023（99.7%）であり、残り34人

（0.3%）が市町村長以外の市町村農地委員会であった。1943年10月現在では、同様に、会長10,084人中、10,046人（99.6%）が市町村長であり、残り38人（0.4%）がそれ以外のものであった<sup>(12)</sup>。このように、戦時中の市町村農地委員会長のほとんどが市町村長であったことが確認できよう。しかしながら、戦時期については上記の市町村農地委員会委員と同様に、市町村農地委員会長の年齢を統一的に知ることのできる資料を見出すことができない。ここでは、戦時期については検討を断念せざるを得ない。問題は、戦後農地改革期についてである。

戦後農地改革期における市町村農地委員会長の年齢については、農林省文書の『農地等開放実績調査』や府県文書における市町村農地委員会選挙関連文書で知ることができる。会長選出は市町村農地委員会委員の互選であった。表補一5が京都府南桑田郡における市町村農地委員会長の年齢構成である。表補一6が長野県上伊那郡・下伊那郡・西筑摩郡・東筑摩郡・下高井郡における市町村農地委員会長の年齢構成である。ともに、市町村農地委員会委員の中で何番目の高齢者かを示している。ここで注目したいのは、全体として年齢が高い委員が会長になることが多いという点である。南桑田郡の場合には、18人中9人が1番目・2番目に年齢が高い委員であったのである。長野

表補一5 京都府南桑田郡第1回市町村農地委員会長の構成

単位：人

	年齢別	階層別		
		第1号	第2号	第3号
1番	5	1	2	2
2番	4		3	1
3番	1	1		
4番	1		1	
5番	2	1	1	
6番				
7番	2	2		
8番	2		1	1
9番	1	1		
計	18	6	8	4

出典：『市町村農地委員会委員選挙録綴』  
 (京都府庁文書)、『京都新聞』1947  
 年1月18日。

注1：番号は年齢の高い順番を示す。1番  
 は最も年齢の高い農地委員が会長の  
 場合を示す。

注2：第1号は小作委員、第2号は地主委  
 員、第3号は自作委員を示す。

表補一6 長野県第1回市町村農地委員会長の年齢構成

単位：人

	上伊那郡	下伊那郡	西筑摩郡	東筑摩郡	下高井郡	計	割合	階層別		
								第1号	第2号	第3号
1番	8	8	1	4	5	26	21%	5	16	5
2番	2	7	5	3	4	21	17%	2	8	11
3番	1	4		7	1	13	11%	1	6	6
4番	6	4	1	2	1	14	12%	3	3	8
5番	2	4	2	5	1	14	12%	3	3	8
6番	1	4		4		9	7%	3	2	4
7番	1	1	1	1	2	6	5%	2	2	2
8番	2	1	1	1	1	6	5%	1	3	2
9番	2	3			1	6	5%		4	2
10番	2	1			1	4	3%	1	1	2
11番		1				1	1%			1
12番										
13番										
14番	1					1	1%	1		
計	28	38	11	27	17	121	100%	22	48	51

出典：『農地等開放実績調査』。

注1：番号は年齢の高い順番を示す。1番は最も年齢の高い農地委員が会長の場合を示す。

注2：第1号は小作委員、第2号は地主委員、第3号は自作委員を示す。

注3：会長・階層・年齢の記載がないなど原資料不備の場合がある。町村数との不整合があるのはそのためである。

注4：農地委員が定数以上記載されている場合が5村あったが、階層別初出からの定数を第1回選挙で選任された農地委員とみなした。

県の場合には、1番目・2番目の委員で38%、1番目～3番目で49%、1番目～5番目までで73%となっており、明らかに年齢層が高い委員が会長になっていたということがうかがえるのである。その中でも地主委員（第2号）で、年齢層が高い委員が会長になる傾向が強かったようにみうけら

れる。つまり、ここで注目したいのは、会長選出に年功原理が働いていた点である。確かに農地改革は地主小作の階層間対立が激しく露出した改革ではあったが、それでも会長選出に日本の年功原理が明瞭に働いていたことに注目すべきであろう。

- (1) 増田弘『公職追放』東京大学出版会、1996年、305頁など。
- (2) 公職追放については、増田前掲書、増田弘『公職追放論』(岩波書店、1998年)を参照。
- (3) たとえば、「新修亀岡市史」本文編第3巻、2004年、554頁など。
- (4) 竹内宏『昭和経済史』筑摩書房、98頁、三和良一『概説日本経済史 近現代』東京大学出版会、1993年、160頁など。特に、財閥系企業に関しては、宮島英昭「財界追放と新経営者の登場」「ウイル」1991年7月、宮島英昭「財閥解体」橋本寿朗・武田晴人編『日本経済の発展と企業集団』東京大学出版会、1992年を参照。具体的には、戦後の財閥系企業社長の平均年齢は50歳前後であり、60歳に達していた敗戦時と比べると、新経営陣は10歳以上の若返りをみせていた、ということである(宮島前掲「財界追放と新経営者の登場」140頁、宮島前掲「財閥解体」248~249頁)。
- (5) たとえば、京都府農地改革史編纂委員会編『京都府農地改革史』(京都府農業会議、1980年、294頁)など道府県の農地改革史／誌を参照。
- (6) 以下、「昭和十六年度農地調整関係綴」(神林村役場文書、松本市文書館所蔵)による。
- (7) 委員候補者推薦人数は各府県によって様々であったと思われる。たとえば、京都府南桑田郡篠村では、昭和13年11月は10名を推薦しているが、昭和15年11月以降は8名の推薦となっている(『勧業』昭和13、15年度、篠村役場、「勧業綴」昭和17年度、篠村役場、「勧業一件」昭和20年度、篠村役場、亀岡市文化資料館所蔵写真版)。
- (8) したがって、長野県では、市町村農地委員会任命の時期が少しずつ遅くなっていたようである。たとえば、長野県下伊那郡松尾村では、村農地委員会委員の任命は、昭和14年3月4日、昭和16年5月(日付不明)、昭和18年6月17日と少しずつ遅れている(『自昭和十四年農地調整関係書類』松尾村役場、飯田市役所松尾支所所蔵)。京都府の場合も同様の傾向がうかがえる。京都府南桑田郡篠村の場合には推薦の時期しかわからないが、推薦の年月日は、昭和13年11月16日、昭和15年11月22日、昭和17年12月24日、昭和20年1月30日となっている。
- (9) ちなみに、島根県八束郡秋鹿村では、秋鹿村からの農地委員候補者の内申に対して、「地主大多数ヲ占メ自作兼小作、小作者皆無ニシテ其ノ構成平衡ヲ欠クノ憾アルヲ以テ各其ノ一方ニ偏セザル様再詮衡ノ上」再度内申するようにと県経済部長から農地委員候補者の差し換えが指示されている。その結果、3委員(地主から自作兼小作、自作、小作へ)が差し換えられた(『昭和十四年度以降農地委員会関係綴』秋鹿村役場、島根県立図書館所蔵)。
- (10) 戦時期農地委員会についての先行研究である福田勇助「戦時下農地委員会と改革期農地委員会」(『農業経済研究』58-1、1986年)、大石嘉一郎・西田美

昭編著『近代日本の行政村』(日本経済評論社、1991年)の第4章第1節「統制経済下の経済構造」(大門正克氏執筆)にも、農地委員会の選任についての検討がある。

- (11) 「一三農局第四二五〇号通牒様式第四号」「昭和十四年市町村農地委員会設置ニ関スル報告書」久保安雄家文書、新潟県立文書館所蔵。
- (12) 「市町村農地委員会設置状況」農林省文書。坂根嘉弘「日本における戦時期農地・農地政策関係資料(6)」「経済論叢」28-3、2005年。

### 三、戦時期農地政策関係資料

#### (4) 戦時期の小作争議・小作調停

##### 1) 研究史

戦時期(以下では昭和17年~19年を戦時期としている)の小作争議・小作調停についての本格的研究は、存在しない。従来の研究では、小作争議・小作調停への関心は1930年代までであり、小作争議・小作調停とも、最大限戦時期に触れても1941(昭和16)年までであった。理由は二つあると思われる。第1に、最大の理由は、従来の小作争議・農民運動への関心が農村社会の改革や体制変革といった政治的変革への問題意識が強く、社会運動への国家統制が強まる戦時期にかかる変革への展望が失われるとみられたことにあったと思われる<sup>(1)</sup>。あるいは、小作争議・小作調停を地主小作関係の改変との関係で見る場合も、上記と同様の見方がされたのと同時に、戦時期の場合には、小作争議・小作調停による改変よりも国家による農地統制・小作統制が強まるとみられたため、小作争議・小作調停の視点から地主小作関係の改変を論じられないという判断が働いたためと思われる。加えるに、小作争議・小作調停件数をみても、ともに1941年ごろまでに最盛期の半数へと急減しており、戦時期の小作争議・小作調停は問題となり得ないという認識がなされたと思われる。第2に、資料の問題がある。通常、小作争議・小作調停に関する諸統計は『小作年報』『農地年報』を基礎データとして使用するのが一般的であるが、『農地年報』は昭和16年版が最後となる。『農林年報』は2600年版(昭和16年1月)に続き昭和18年版(昭和18年3月)も出されているが、統計データは掲載されていない。後に述べるように、『農林省統計表』には、昭和17年・18年・19年の小作争議・小作調停についての、ごく

基本的なデータが掲載されていたが、それでも従来の研究ではそれらが顧みられることはなかった。また、一般的に道府県行政文書における戦時期小作争議・小作調停関係文書の残存もほとんどなかったのである。

以上のような研究状況に鑑み、本稿の課題は、まずもって昭和17年以降の戦時期の小作争議・小作調停についての統計データを整理することである。使用する資料は、『農林省統計表』と農林省文書である。次に、これらのデータを若干整理して、戦時期の小作争議・小作調停について基本的な特徴を論じてみたい。

(1) たとえば、第1次大戦後から戦後改革期までの農民運動を扱った西田美昭『近代日本農民運動史研究』(東京大学出版会、1997年)も、戦時期の農民運動は扱っていない。他の研究も同様である。

## 2) 戦時期の小作争議

### ア) 全国的動向

表2-1が戦時期における全国小作争議の総括表である。昭和20年はまったく不明である<sup>(1)</sup>。まず、小作争議総数をみると、昭和15年・16年が3165件、3308件であったのが、昭和17年・18年・19年には2756件、2424件、2160件となっており、明らかに戦時期には減少してきていることが分かる。参加人員は、昭和14年に急減し、昭和15年からは地主1万人台、小作人3万人台となり、昭和18年・19年に再び急減している。関係土地面積も参加人員と同様の動きをみせている。小作争議1件あたり参加人員では、昭和11年以降17年までは(昭和14年を除き)地主3人~4人、小作人10人~12人で推移しており、総件数や参加人員総数の動きほどの変化はない。1件あたり関係土地面積も同様である。しかし、昭和18年・19年は1件あたりの参加人員・関係土地面積とも大きく縮小している。個別の土地争議が増加したことをうかがわせる。

次に、原因別件数をみておきたい。戦時期の小作争議もこれまでと同様に小作地引上を原因とするものが圧倒的に多い。3分の1か半数近くを占めている。戦時期に小作地引上の割合がそれまでに比べ若干減少しているのは、戦時期には「其ノ他」が多くなっているためである。「其ノ他」が具体的に何を示すのかは不明であるが、戦時期特

有の原因を示すのであろう。ただ、昭和16年・17年と不作と小作料滞納を原因とする争議が多くなっている。昭和16年は凶作年であり、17年は西日本を中心に暴風雨被害(8月27日)があり、その影響ではないかと思われる。また、高率不統一や収支不償が相対的に高くなっているのも戦時期の特徴である。

### イ) 地域的動向(『農林省統計表』)

表2-2-1から表2-2-3が、『農林省統計表』による原因別道府県別一覧表である。小作争議総件数で、昭和17年・18年・19年ともに上位に登場するのは、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、山梨、長野、静岡、鳥取、徳島、福岡、大分である。北海道・東北地方・信越地方を中心に、信越地方に接する山梨、静岡、さらに西日本では鳥取、徳島、福岡、大分に多くなっている。逆に少ない地域は、沖縄、長崎、福井、宮崎、埼玉、島根、和歌山である。その格差にはかなり大きなものがある。

原因別に最も争議件数の多い「小作地引上」の道府県別件数をみると、上記の、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、山梨、長野、静岡、鳥取、徳島、福岡、大分のほかに、広島、大阪、茨城あたりが上位に顔を出している。「不作」や「小作料滞納」を原因とする争議がその次に多くなるが、上位県はだいたい上記の道府県である。昭和9年~13年の平均収穫高を100とする指数で昭和17年・18年・19年の不作の度合いを算出し<sup>(2)</sup>、それと「不作」や「小作料滞納」の争議件数の対応関係をみても、明確な相関はありそうにない。相関がでないのは、村社会の調整機能や市町村農地委員会の争議未然防止活動の地域差、あるいは戦時統制の地域差などが絡んでいるのであろう。

道府県別の1件当たり小作争議の規模をみてみると(表示は略)、昭和17年では比較的規模の大きな争議が多い。昭和17年で集団的争議が比較的存在したと思われる道府県は、千葉、東京、神奈川、石川、福井、岐阜、愛知、滋賀、京都、奈良、佐賀、長崎、熊本、大分である。昭和18年では、新潟、岐阜、三重、滋賀、京都、奈良、愛知、福岡、佐賀、熊本、大分である。昭和19年では、新潟、石川、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、愛媛となる。昭和18年・19年となるにしたがって、集

團的争議は急減している。上記の争議多発地域では、北海道・東北地方は小作地引上げを中心とした個別的争議が多かったと思われるが、関東・中部地方以西は比較的集団的小作争議もみられたと考えられる。それでも、それらの地域の集団的争議は急速に減少していったのである。そのなかでも、昭和17年152件（全国順位第2位）と昭和18年63件（全国順位第17位）を記録している岐阜の場合は、集団的小作争議が多数を占めたと思われ、戦時期小作争議では特徴的な存在であった。原因是自然的災害による不作である。

#### ウ) 特徴的動向（農林省文書）

ここでは、農林省文書（『農地作付統制規則』、『昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表』）により、昭和17年、18年、19年の小作争議の特徴を指摘しておきたい。この統計表には『農林省統計表』にはない項目も含まれており、参考になる。昭和17年分は、表3-1～表3-9であり、昭和18年分は表4-1～表4-9である<sup>(3)</sup>。以下では、これら農林省文書のデータからみられる特徴を何点か指摘しておきたい。

表3-1と表4-1の、争議件数、関係人員、関係土地面積は、表2-1の『農林省統計表』による全国総計とまったく同一であり、また表2-2-1と表2-2-2の道府県別関係人員、関係土地面積ともまったく同一であり、『農林省統計表』で公表されたものが表3と表4の農林省文書を原表とするものであることは疑う余地がない。『農林省統計表』ではなく農林省文書にある統計項目は、「結果」、より詳細な「争議ノ原因」、「小作人ノ要求事項」、「小作地引上ニ関スル争議表」（其ノ一）（其ノ二）、「小作争議調停者別件数表」である。以下順にみておきたい。『農林省統計表』では、おそらく紙数の関係から、農林省文書にある統計項目のうち、取捨選択したものが掲げられている。

まず、農林省文書による「争議ノ原因」（表3-2、表4-2）であるが、基本的には『農林省統計表』による表2-2-1、表2-2-2の原因別争議件数と同様である。相違点は以下である。表2-2-1、表2-2-2に項目として現れていないのは「小作料過徴又ハ小作地面積ノ相違」「小作権ノ存否其ノ他小作権関係」「前所有者ヨリノ小作申込拒絶」「小作地買受又ハ買戻要求」

「小作人ニ小作地買取要求」「小作証書保証関係」である。これらは『農林省統計表』による表2-2-1、表2-2-2では「其ノ他」に一括されている。また、双方に登場する項目も項目名が相違しているものが多い。以下項目別に対応を示しておくと（前者が農林省文書、後者が『農林省統計表』）、「自然的災害ニ因ル不作」⇒「不作」、「小作料滞納」⇒「小作料滞納」、「小作料高率」⇒「高率不統一」、「収支不償」⇒「収支不償」、「農産物価下落」⇒「農産物価格下落」、「小作料ノ改定期間満了」⇒「小作料値上改定期間満了」⇒「小作料値上改定期間満了」、「小作料値上」⇒「小作料値上改定期間満了」、「奨励米込み関係」⇒「米穀検査関係」、「小作地引上」⇒「小作地引上」である。なお、『農林省統計表』には「区画又ハ耕地整理」があるが、もともとの農林省文書による統計表にはない。もっとも、「区画又ハ耕地整理」は昭和17年から19年までいずれの年度も件数は皆無である。

次に、「小作人ノ要求事項」（表3-3、表4-3）をみておこう。まず全国総計で、昭和17年、18年、19年ともに件数が多くなっているのは、「小作継続」と「小作料一時的減額」である。「小作継続」が17年は32%、18年は36%、19年は40%をしめている。「小作料一時的減額」は、17年が32%、18年は20%、19年は13%である。この2項目で半分以上をしめている。次に多いのは、小作料関係では「小作料永久的減額」と「小作料延納及分割払」が続いている。昭和17年、18年とも、両者あわせて両年とも15%となるが、19年は8%程度と縮小した。土地関係で「小作継続」に次いで多いのは、小作攻勢的な「小作地買受又ハ買戻要求」である。昭和17年が9%、18年は15%、19年は27%と急速に増加しているのは注目すべきである。「小作権永小作権ノ賠償及作離料支給」も2、3%を示しており、目立つ存在であった。他の項目は「其ノ他」を除くとそれほど多くはない。戦時期には土地争議が増加していったので、それに対応して「小作継続」や「小作地買受又ハ買戻要求」が増加していたのである。

この「小作人ノ要求事項」（表3-3、表4-3）を使用して、小作関係型争議と土地関係型争議の地域別特徴をみておきたい<sup>(4)</sup>。まず、小作関係型争議が多い地域（30件以上）は、昭和17年では青森、秋田、福島、石川、山梨、岐阜、三重、

大阪、鳥取、愛媛、福岡、熊本、大分で、昭和18年では北海道、青森、福島、新潟、岐阜、静岡、鳥取、徳島、福岡、大分であった。これら争議の原因で多かったのは、小作料一時的減額では、昭和17年の青森（43件）、秋田（31件）、福島（71件）、岐阜（131件）、鳥取（33件）、愛媛（97件）、福岡（40件）大分（46件）、昭和18年の青森（37件）、岐阜（46件）、鳥取（40件）、福岡（40件）が、小作料永久的減額では、昭和17年の福岡（34件）、昭和18年の静岡（65件）、福岡（49件）が、小作料延納及分割払では、昭和17年の鳥取（63件）が、それぞれ特徴的であった。次に、土地関係型争議が多い地域（40件以上）は、昭和17年では北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、山梨、長野、広島、徳島、香川、昭和18年では北海道、青森、岩手、宮城、山形、福島、栃木、新潟、山梨、長野、広島、大分であった。土地関係型争議は、北海道、東北、北信越、北関東が中心であった。土地関係争議の原因はほとんどが小作継続であったが、「小作地買受又ハ買戻要求」が多かったのは、昭和17年の岩手（30件）、山梨（25件）、長野（19件）、昭和18年の岩手（52件）、栃木（30件）、新潟（30件）、滋賀（19件）、徳島（23件）、大分（23件）である。

次に、小作関係型争議と土地関係型争議の多寡をみておきたい。昭和17年は「不作」を原因とする争議が多い年であり、小作関係型争議と土地関係型争議を全国総計で比較すると、ほぼ半々（順に1347件、1303件）となっているが、昭和18年には順に904件、1426件であり、土地関係型争議が多数をしめている。昭和19年は、小作関係503件、土地関係1585件であり、より一層土地関係型争議が多くなっている。戦時期小作争議は土地争議の増加に特徴があったといえよう。これを道府県別にみると、小作関係型争議が土地関係型争議よりも多い道府県は（若干多い府県は除く）、昭和17年では、秋田、福島、富山、石川、福井、岐阜、愛知、滋賀、京都、大阪、奈良、鳥取、愛媛、高知、福岡、佐賀、大分である。小作関係型争議が量的にかなり多くなっている地域は、石川、岐阜、鳥取、愛媛、福岡である。昭和18年では、岐阜、静岡、鳥取、愛媛、福岡、佐賀となり少なくなっている。全国的に土地関係型争議が増加したためである。

以上より、戦時期小作争議の特徴として、上記したように（北海道・東北地方・信越地方を中心に山梨、静岡、鳥取、徳島、福岡、大分）かなり特定の地域で多発していること、「小作地引上」を原因とする争議が多いこと、昭和17年は不作を原因とする小作関係型争議が比較的多かったが、昭和18年・19年と土地関係型争議が多数をしめること、地域的には土地関係型争議は北海道、東北、北信越、北関東が中心で、小作関係型争議は西日本に多かったが、しかし、土地関係争議・小作料関係争議ともに比較的全国的に展開していること、小作人攻勢的な「小作地買受又ハ買戻要求」が多くなり、全件数の1割から3割（昭和17年9%、18年11%、19年27%）をしめたこと、である。

昭和18年の表4-4、表4-5の「小作地引上ニ関スル争議表」（其ノ一）（其ノ二）で小作地引上げに関する戦時期の特徴をみておきたい。まず、関係人員であるが、1件当たりみると、地主1.1人、小作人1.8人で、個別的な土地関係争議であったことを確認しうる。問題は地主の引上理由であるが、「自作」が47%とほぼ半数を占めているのが特徴である。その他の理由は、「小作料滞納」（12%）、「小作地売却」（8%）、「小作人変更」（6%）、「感情」（6%）、「契約期間満了」（6%）、「使用目的変更」（6%）が目に付くところである。戦時期の特徴として地主自作要求の土地取上げが圧倒的に多い点に注目すべきであろう。それに対する小作人の主張としては「小作継続」が飛び抜けて多い（83%）。続くのは「小作地買受」であり（10%）、双方で9割を超えている。結末としては、小作継続が55%、返地31%、小作地買受8%となっている。

最後に、表3-1と表4-1で、小作争議の「結果」についてみておこう。まず、全国計でみると、昭和17年から19年へと順に、「妥協」が67%、67%、56%、「小作人ノ要求貫徹」が20%、23%、30%、「小作人ノ要求撤回」が6%、6%、9%、「自然消滅」が4%、3%、3%、「未解決」が3%、2%、2%となっている。昭和19年が「小作人ノ要求貫徹」がやや高くなり、「妥協」がやや低くなったのを除くと、この3年間、ほとんど変化がない。だいたい3分の2が「妥協」、4分の1が「小作人ノ要求貫徹」というところであ

る。この具体的な内容は、表4－5で、昭和18年的小作地引上についてはうかがい知ることができる。

以上が戦時期小作争議の概要であるが、この他にも分析すべき点は多い。これらについては、別途、分析的論文を用意している。

- (1) 昭和20年のデータは『農林省統計表』、農林省文書にも見出することは出来ない。昭和20年の『第22次農林省統計表』は昭和19年の小作争議に関する数値を掲げている。昭和20年は今のところまったく不明である。
- (2) この指標は、坂根嘉弘「日本における戦時期農地・農地政策関係資料(1)」(『広島大学経済論叢』25-3、2002年)の「表2-1-1 道府県別水稻作柄状況表」に掲出している。
- (3) 表の欠番は農林省作成の表が見出せないのである。ただし、昭和18年分並びに昭和19年分の東日本(北海道から岐阜)については、都道府県からの回報綴が存在するので、復元は可能である。昭和17年分は都道府県からの回報綴がみあたらず、今のところ復元不可能である。これらについては復元した諸表を次の「日本における戦時期農地・農地政策関係資料(9)」で公表したい。なお、以下の叙述のうち、昭和19年分の全国統計データについては、『昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表』農林省文書によっている。
- (4) 1930年代までの小作争議分析の方法並びに分析結果については、坂根嘉弘『戦間期農地政策史研究』(九州大学出版会、1990年)を参照いただきたい。本稿での叙述は、それを前提としている。

[付記] 本稿は科学研究費補助金基盤研究(C)(研究代表者 坂根嘉弘、課題番号16530228)による研究成果の一部である。

表2—1 農地時期小作争議(全国)

	原		因		別		争		議		件		數	
	総数	小作物値上 改定及濫期	不作	高率不統一	農產物価格下落	収支不償	米穀検査関係	小作地引上	区画又ハ 耕地整理	小作物端納	其ノ他			
昭和7年	3,414	85	1,057	76	50	14	26	1,520	21	313	252			
昭和8年	4,000	105	646	103	18	22	57	2,275	20	485	269			
昭和9年	5,828	134	1,940	85	31	19	74	2,704	16	505	320			
昭和10年	6,824	135	2,451	66	12	6	8	3,031	14	734	367			
昭和11年	6,804	227	1,373	155	4	15	84	3,644	11	871	420			
昭和12年	6,170	237	1,116	139	1	10	36	3,575	3	621	432			
昭和13年	4,615	146	896	96	2	5	18	2,562	4	553	333			
昭和14年	3,578	142	563	135		47	18	1,752	9	554	358			
昭和15年	3,165	88	579	196		124	8	1,484	7	375	304			
昭和16年	3,308	98	665	202		98	8	1,447		390	400			
昭和17年	2,756	42	670	205	2	79	4	1,012		384	358			
昭和18年	2,424	47	292	213		49	8	1,000		374	441			
昭和19年	2,160	59	180	111		28	1	1,001		191	589			
参加人員														
地主	小作人	総数	田	畠	其ノ他	地主	小作人	地主	小作人	田	畠	其ノ他		
昭和7年	16,706	61,499	39,027.6	31,693.5	7,030.0	304.1	4.9	18.0	11.4	9.3	2.1	0.1		
昭和8年	14,312	48,073	30,595.9	23,412.8	6,234.7	948.4	3.6	12.0	7.6	5.9	1.6	0.2		
昭和9年	34,035	121,031	85,838.0	73,923.3	9,374.3	2,540.4	5.8	20.8	14.7	12.7	1.6	0.4		
昭和10年	28,574	111,164	70,745.1	64,181.0	6,063.6	500.5	4.2	16.3	10.4	9.4	0.9	0.1		
昭和11年	23,293	77,187	46,420.1	41,255.2	3,656.1	1,508.8	3.4	11.3	6.8	6.1	0.5	0.2		
昭和12年	20,236	63,246	39,582.4	35,290.1	3,518.4	773.9	3.3	10.3	6.4	5.7	0.6	0.1		
昭和13年	15,422	52,817	34,358.8	29,134.9	4,536.9	687.0	3.3	11.4	7.4	6.3	1.0	0.1		
昭和14年	9,065	25,904	16,622.9	12,619.5	2,853.4	1,150.0	2.5	7.2	4.6	3.5	0.8	0.3		
昭和15年	11,082	38,614	27,624.7	23,290.7	3,532.4	801.6	3.5	12.2	8.7	7.4	1.1	0.3		
昭和16年	11,037	32,289	21,898.2	17,354.8	2,350.1	2,193.3	3.3	9.8	6.6	5.2	0.7	0.7		
昭和17年	11,139	33,185	25,543.6	21,389.3	3,464.2	690.1	4.0	12.0	9.3	7.8	1.3	0.3		
昭和18年	6,968	17,738	11,441.5	10,002.9	1,079.1	359.5	2.9	7.3	4.7	4.1	0.4	0.1		
昭和19年	3,778	8,213	5,095.8	3,511.6	1,123.9	460.3	1.7	3.8	2.4	1.6	0.5	0.2		

出典：『農林省統計表』。

表2-2-1 小作争議（昭和17年／「農林省統計表」）

地名	地数	小作料値上 改定及課期			内別			積支不統一 價格下落			米穀検査關係			小作地引上 区側又ハ 耕地整理			小作物攝納			其ノ他			参加人			關係			土地面積(町)		
		小作料値上 改定及課期	不 作	高半不統一	農產物	積支不統一 價格下落	米穀検査關係	小作地引上 区側又ハ 耕地整理	小作物攝納	其ノ他	地主	小作物攝納	其ノ他	地主	小作物攝納	其ノ他	地主	小作物攝納	其ノ他	地主	小作物攝納	其ノ他	地主	小作物攝納	其ノ他	地主	小作物攝納	其ノ他	地主	小作物攝納	其ノ他
北海道	109		13	3	2	52	13	11	136	184	202	1,291.1	244.3	819.4	227.4																
青森	112	1	32	1	10	17	4	30	69	81	109.4	89.0	16.8	1.6																	
岩手	63		2	10	1	1	9	14	120	172	132.6	24.9	9.5	98.2																	
宮城	163	3	18	1	10	39	36	3	111	138	182.8	141.1	3.1	38.6																	
秋田	163	2	10	10	3	51	9	10	77	131	59.2	56.8	2.0	0.4																	
山形	75	5	5	10	10	60	6	8	212	413	307.8	275.6	32.0	0.2																	
福島	188	9	68	7	27	6	1	77	877	431.4	355.8	75.2	0.4																		
茨城	48	3	5	6	21	9	15	62	104	41.1	24.6	11.0	5.5																		
栃木	60	1	12	2	18	8	4	64	690	535.2	177.2	358.0																			
群馬	37	1	3	3	11	11	3	24	101	99.2	61.6	37.6																			
埼玉	17	2	2	10	10	2	8	84	391	402.6	366.6	36.0																			
東京	21	7	2	1	1	20	1	1	106	210	545.3	51.8	493.5																		
神奈川	23	1	2	1	1	15	6	6	184	431	183.0	4.4	178.4	0.2																	
新潟	1					1	1	3	6	4.0	4.0																				
富山	37		1	5	4	5	16	6	55	65	35.6	32.3	2.9	0.4																	
石川	40	15	6	1	20	2	2	1	674	1,097	1,122.5	1,122.1	0.4																		
福井	13	4	20	10	1	71	3	3	104	182	184.6	184.5	0.1																		
長野	130	4	20	10	1	34	20	17	81	98	893	320.5	226.5	20.7																	
山梨	152	1	126	4	7	7	11	11	2,410	11,223	7,820.8	7,442.6	12.0																		
静岡	63	1	1	5	8	21	21	27	302	542	158.3	81.4	76.7	0.2																	
愛知	34	15	15	7	7	11	11	1	157	671	499.0	499.7	4.7	3.6																	
三重	69	24	24	2	23	3	3	17	216	647	671.0	671.0	21.1																		
滋賀	47	2	21	5	9	2	2	8	858	1,583	909.9	909.9	0.2	0.1																	
京都	36	1	25	1	1	1	1	1	718	1,271	523.3	490.5	32.8																		
大阪	72	6	2	10	1	36	16	1	92	420	120.9	116.2	4.6	0.1																	
兵庫	44	9	4	1	19	5	6	169	366	1,545	452.8	452.8	0.5																		
姫路	28	19	19	3	1	1	5	421	44	156	38.4	98.2	0.2																		
相模	20	11	9	9	1	17	76	6	378	1,185	379.1	368.5	0.2																		
鳥取	119	20	8	1	1	2	7	7	31	74	84.5	84.5	0.5																		
島根	19	1	1	1	1	17	12	3	72	254	72.4	72.4	0.3																		
山口	35	1	4	2	39	4	4	9	289	347	275.4	275.4	2.5	13.5																	
島根	59	1	2	11	19	18	18	3	30	41	17.2	17.2	2.8	0.1																	
香川	127	87	4	2	13	30	17	12	141	459	128.5	117.8	6.7	4.0																	
徳島	53	2	11	9	12	16	16	3	73	149	34.2	34.2	1.7	44.6																	
高知	111	17	22	19	45	1	12	19	54	57	7.3	7.3	0.3	0.4																	
愛媛	31	1	4	12	1	6	4	3	113	297	881.6	875.8	2.6	3.2																	
鹿児島	66	3	16	14	14	2	6	11	601	1,444	1,561.7	966.4	6.0	0.1																	
宮崎	1	37	9	2	14	14	29	8	940	317	786.3	765.9	20.3	0.1																	
鹿児島	36	6	13	13	10	10	15	7	20	1,425	1,425	616.0	596.8	15.5	3.7																
沖縄	2,756	42	670	205	2	79	4	1,012	384	358	11,139	33,185	25,543.6	21,359.3	3,464.2	690.1															

出典：『農林省統計表』。

表2-2-2 小作争議（昭和18年／「農林省統計表」）

地 区	耕 地 面 积 (千 公 顷)	农 业 生 产 成 果										农 业 生 产 条 件					农 业 生 产 参 加 人 数					其 他	
		耕 地 数	小 麦 收 量	大 麦 收 量	高 粱 不 熟	不 作	稻 草 不 收	稻 草 下 落	稻 草 物	稻 草 价 格	米 粒 接 触 率	小 作 地 主 上 交	区 间 交 换 理 论	小 作 料 需 要	其 他	地 主 人	小 作 人	地 主 人	小 作 人	田 地 数	烟 田 数	烟 田 数	其 他
北海道	110	1	39	2	6	4	4	4	37	53	3	11	98	18	273	1,200.4	572.7	406.2	221.5	221.5	34.3	26.1	
青森	98	1	5	5	5	3	3	3	13	2	53	11	76	89	156	144.9	84.5	27.2	21.9	21.9	15.7	15.7	
岩手	73	3	5	3	3	4	4	4	11	11	10	10	118	216	216	194.5	147.3	147.3	17.1	17.1	30.1	30.1	
宫城	107	1	10	1	1	4	4	4	72	28	18	2	68	254	254	77.7	51.0	51.0	26.7	26.7	4.3	4.3	
秋田	64	1	4	4	3	3	3	3	56	56	7	3	82	130	130	40.7	33.9	33.9	2.5	2.5	9.1	9.1	
山形	70	6	16	3	3	3	3	3	64	10	11	11	124	161	161	38.9	28.7	28.7	9.1	9.1	1.1	1.1	
福岛	110	6	16	3	3	3	3	3	20	20	3	3	72	151	151	72.3	37.7	37.7	31.5	31.5	0.1	0.1	
茨城	26	10	1	1	1	1	1	1	24	24	41	4	22	38	38	106	46.7	46.7	26.3	26.3	14.4	4.0	
栃木	99	10	1	1	1	1	1	1	8	7	2	2	18	97	97	9.2	3.4	3.4	5.8	5.8	0.8	0.8	
群马	21	1	1	1	1	1	1	1	14	8	1	1	3	354	570	570	17.9	0.8	0.8	17.1	17.1	0.1	0.1
埼玉	14	1	1	1	1	1	1	1	12	19	5	2	2	37	95	95	76.1	53.9	53.9	22.2	22.2	0.1	0.1
千葉	29	2	1	1	1	1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	16	2.4	2.4	0.3	0.3	0.1	0.1	
東京	14	1	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1	1	23	112	112	54.1	13.8	13.8	40.3	40.3	0.1	0.1
神奈川	148	8	9	21	1	1	1	1	64	12	21	24	24	498	1,542	1,542	1,065.7	964.9	964.9	82.2	82.2	18.6	18.6
新潟	53	9	2	10	1	1	1	1	10	14	8	9	9	256	172.7	172.7	170.1	11.1	11.1	1.1	1.1	1.5	1.5
富山	37	1	6	6	1	1	1	1	15	15	1	1	3	354	570	570	472.7	471.8	471.8	0.9	0.9	0.1	0.1
石川	11	1	1	1	1	1	1	1	6	6	3	3	3	39	39	39	7.4	7.2	7.2	0.1	0.1	0.1	0.1
福井	88	3	2	7	7	7	7	7	54	10	12	12	100	172	172	27.9	22.0	22.0	5.0	5.0	0.9	0.9	
長野	73	2	1	1	1	1	1	1	39	18	13	13	77	84	84	17.4	17.4	17.4	6.4	6.4	1.8	1.8	
岐阜	63	38	2	1	1	1	1	1	73	7	7	7	15	669	669	3,265	1,565.7	1,565.7	1,534.5	1,534.5	31.1	0.1	
静岡	127	5	6	62	62	3	3	3	17	5	5	5	32	102	102	229	63.5	63.5	51.3	51.3	11.4	0.8	
愛知	20	2	2	3	3	3	3	3	11	11	11	11	6	3	33	133	133	51.7	51.7	37.1	11.8		
三重	39	2	1	1	1	1	1	1	11	11	11	11	3	12	119	741	741	413.0	412.1	0.9	0.9		
京都	43	1	3	3	3	3	3	3	14	14	14	14	3	19	175	312	312	131.3	130.9	0.3	0.1		
大阪	37	10	2	21	1	1	1	1	21	1	1	1	3	3	320	860	860	323.5	314.0	314.0	6.3	3.2	
兵庫	47	3	2	5	5	2	2	2	23	15	15	15	4	68	68	470	187.4	187.4	186.0	186.0	1.4	0.2	
奈良	34	1	1	6	6	3	3	3	15	7	7	7	2	50	50	78	12.0	12.0	11.3	11.3	0.7	0.7	
和歌山	18	2	2	2	2	2	2	2	11	11	11	11	6	10	10	298	298	298	157.9	157.9	0.3	0.2	
鳥取	75	15	2	30	30	27	1	1	21	21	21	21	2	2	2	90	90	90	13.2	13.2	10.0	0.2	
島根	11	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5	31	42	42	62.5	61.7	61.7	0.8	0.8	
岡山	19	1	1	1	1	1	1	1	13	13	13	13	5	5	11	43	43	19.0	16.1	16.1	0.3	2.6	
広島	50	1	1	1	1	1	1	1	39	5	5	5	5	5	5	21	20	20	4.4	4.4	3.6	0.2	
福井	28	5	5	5	5	5	5	5	11	9	9	4	10	10	29	29	29	11.3	11.3	11.3	4.7	4.7	
山口	17	3	3	3	3	3	3	3	38	32	38	32	3	3	3	155	155	155	61.3	61.3	43.4	12.6	
鳥取	30	1	1	1	1	1	1	1	11	10	5	5	5	31	31	42	42	42	19.3	19.3	9.7	0.4	
島根	26	8	1	2	4	1	1	1	13	7	3	3	5	5	5	1,226	674.2	674.2	637.7	637.7	0.4	0.1	
岡山	27	10	1	1	1	1	1	1	31	3	3	3	6	6	6	33	39	39	13.6	13.6	6.8	0.1	
鳥取	122	32	16	16	16	16	16	16	28	12	12	12	12	12	12	730	2,055	2,055	1,548.5	1,548.5	3.5	1.0	
島根	128	17	3	3	3	3	3	3	38	32	38	32	4	4	4	399	745	745	1,139.3	1,139.3	0.2	0.2	
鳥取	30	1	1	1	1	1	1	1	11	10	5	5	5	31	31	42	42	42	19.3	19.3	9.7	0.4	
島根	45	3	5	5	5	5	5	5	19	7	6	6	292	360	360	341.4	174.6	174.6	165.4	165.4	1.4	1.4	
熊本	80	6	6	16	16	16	16	16	5	19	750	5	19	19	19	1,513	734.3	734.3	721.8	721.8	9.5	3.0	
宮崎	8	8	2	2	2	2	2	2	14	14	14	14	4	4	4	10	25	25	53.8	53.8	41.9	9.0	
鹿児島	34	5	1	1	1	1	1	1	10	10	10	10	4	4	4	34	16.8	16.8	9.2	9.2	6.9	0.7	
沖縄	2	2	2	2	2	2	2	2	14	14	14	14	2	2	2	5	5	5	0.6	0.6	0.2	0.2	
計	2,424	47	292	213	49	8	1,000	374	441	6,968	17,738	11,441	0.5	10,002.9	10,002.9	1,079.1	339.5	339.5	1,079.1	1,079.1	339.5	339.5	

出典：「雙林省統計表」。

表2-3-3 小作争議(昭和19年/「農林省統計表」)

地 区	耕 地 面 积 数	农 业 生 产 状 况										农 业 生 产 成 果						
		耕 地 面 积		耕 地 利 用		农 作物		农 业 生 产 经 营		农 业 生 产 工 时		农 业 生 产 成 本		农 业 生 产 收 入		农 业 生 产 税 费		
		耕 地 面 积	耕 地 利 用	耕 地 面 积	耕 地 利 用	耕 地 面 积	耕 地 利 用	耕 地 面 积	耕 地 利 用	耕 地 面 积	耕 地 利 用	耕 地 面 积	耕 地 利 用	耕 地 面 积	耕 地 利 用	耕 地 面 积	耕 地 利 用	
北海道	132	4	7	2	2	33	13	33	137	385	1,846.4	760.7	739.0	346.7	13.3	10.1	10.1	
青森	126	3	57	15	1	11	1	1	17	145	185	101.0	65.5	36.2	21.1	8.2	8.2	8.2
岩手	98																	
宫城	58																	
秋田	69	12	19	1		33	2	23	87	135	79.7	73.1	3.9	2.7	0.6	0.6	0.6	0.6
山形	87	1	2			8		17	12	77	87	55.0	52.8	1.6	0.6	0.2	0.2	0.2
福岛	144	7	16	3		75	1	1	8	99	167	34.2	25.5	8.5	8.5	0.2	0.2	0.2
茨城	95	4	1	1		88		10	20	162	203	48.9	36.3	11.7	11.7	1.1	1.1	1.1
枥木	27					73	7	7	9	108	109	59.5	44.4	14.4	14.4	0.3	0.3	0.3
群马	20					73	6	6	21	31	39	12.4	6.9	5.2	5.2	0.3	0.3	0.3
埼玉	20					15	8	2	5	23	39	8.0	5.4	2.6	2.6			
千叶	43					33	3	10	32	36	176	16.2	11.1	5.1	5.1			
東京	23	1	1			16	16	5	25	75	24.2	5.6	18.6	13.6				
神奈川	23	1	1			19	19	2	38	147	28.4	12.2	16.0	10.2				
新潟	112	7	11	3	4	63	3	25	305	1,072	708.4	592.0	90.3	26.1				
富山	27	1	3			9	6	4	50	91	44.7	30.3	14.3	10.1				
石川	30	1	5	1	4	16	6	3	235	420	230.6	219.7	0.6	0.3				
福井	10					8	1	10	40	6.7	6.7	6.7	6.7					
山梨	80	5	1	8		45	7	14	85	101	15.7	10.6	4.4	4.4	0.7			
長野	62	6	6	2		13	3	38	144	90	23.0	10.2	4.5	4.5	0.7			
岐阜	21	1				11	5	4	27	29	4.7	3.6	1.1	1.1				
愛知	51	2	6			11	11	32	59	127	52.0	43.4	8.3	8.3	0.3			
三重	42					5	3	4	13	11	2.1	1.6	0.5	0.5	0.6			
滋賀	23	1	1	1		14	3	166	795	255.1	197.8	10.5	10.5	16.8				
京都	30	1	1	1		1	1	15	236	343	200.0	199.7	0.2	0.1				
大阪	25					25	1	1	117	336	139.8	123.3	5.8	5.8	1.7			
兵庫	32					16	2	4	29	137	42.0	40.0	2.0	2.0				
奈良	27					13	2	6	141	335	123.6	122.6	0.4	0.4	0.6			
和歌山	10					2	4	15	114	309	186.3	185.1	0.1	0.1	1.1			
福岡	34	3	2			7	7	1	13	19	2.3	2.1	0.2	0.2				
大分	20					17	9	5	36	49	7.7	7.6	0.1	0.1				
宮崎	197	3	20	6	3	25	12	1	2	7	15	2.3	1.4	0.8	0.8	0.1		
鹿児島	22					13	3	8	25	25	5.0	4.7	0.2	0.2				
沖縄	27					13	2	9	24	39	31.3	20.0	0.7	0.7	10.6			
計	2,160	59	180	111	28	1	1,001	191	589	3,778	8,213	5,095.8	3,511.6	1,123.9	460.3			

出典：「農林省統計表」。

表3-1 昭和7年自1月至12月小作争議発生件数関係範囲並結末表

	争議件数	関係人計(人)			関係土地面積(町)						結果						未解決
		地主	小作人	田	畠	煙	小計	其ノ他	計	妥協	小作人ノ要求實現	小作人ノ要求撤回	自然消滅	計			
北海道	109	115	202	244.3	819.4	1,063.7	227.4	1,291.1	82	20	4	14	106	3			
青森県	63	136	184	89.0	24.9	9.5	34.4	98.2	109.4	75	20	3	112				
岩手県	63	69	81	141.1	3.1	144.2	132.6	43	13	5	5	61	2				
宮城県	103	120	172	141.1	3.1	144.2	38.6	182.8	68	25	9	102	1				
秋田県	103	111	138	56.8	2.0	58.8	59.2	59.2	66	6	2	103					
山形県	75	77	131	33.4	3.1	36.5	0.1	36.6	64	9	2	75					
福島県	158	212	413	275.6	32.0	307.6	0.2	307.8	34	83	41	158					
茨城県	48	77	877	355.8	75.2	431.0	0.4	431.4	17	29	1	48					
栃木県	60	62	104	24.6	11.0	35.6	5.5	41.1	56	56	56	4					
群馬県	37	64	690	177.2	358.0	535.2	535.2	535.2	37	37	37	37					
埼玉県	17	24	101	61.6	99.2	99.2	99.2	99.2	5	10	1	16	1				
千葉県	21	84	391	366.6	36.0	422.6	422.6	422.6	7	13	1	21					
東京都	23	106	210	51.8	493.5	535.3	535.3	535.3	21	21	21	21	2				
神奈川県	24	184	431	4.4	178.4	182.8	182.8	183.0	14	8	8	22	2				
新潟県	1	3	6	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	1	1				
富山県	37	55	65	32.3	2.9	35.2	0.4	35.6	22	11	4	37					
石川県	40	674	1,097	1,122.1	0.4	1,122.5	1,122.5	1,122.5	31	4	1	36	4				
福井県	13	104	182	184.5	0.1	184.6	184.6	184.6	10	10	10	10	3				
長野県	130	192	893	235.5	73.3	299.8	20.7	320.5	93	22	8	3	126	4			
岐阜県	81	98	17.6	89.8	107.4	3.0	110.4	35	21	14	2	72	1				
静岡県	152	2,440	11,223	7,412.6	366.2	7,808.8	12.0	7,820.8	136	12	1	149	3				
愛知県	63	302	542	81.4	76.7	158.1	0.2	158.3	34	24	5	63					
三重県	34	157	671	490.7	490.7	495.4	3.6	499.0	28	2	30	4					
滋賀県	69	216	647	649.8	21.1	670.9	0.1	671.0	37	22	59	10	10				
京都府	47	858	1,583	909.6	0.2	909.8	0.1	909.9	38	9	47	47					
大阪府	36	718	1,271	490.5	32.8	523.3	523.3	523.3	28	6	1	35	1				
兵庫県	72	92	420	116.2	4.6	120.8	0.1	120.9	52	5	1	58	14				
奈良県	44	169	366	156.3	0.5	156.8	156.8	156.8	16	13	6	9	44				
和歌山県	28	421	1,545	452.8	452.8	452.8	452.8	452.8	10	14	4	28					
福岡県	20	44	156	98.2	0.2	98.4	98.4	98.4	13	5	1	19	1				
大分県	119	378	1,185	368.5	10.1	378.6	0.5	379.1	69	26	17	2	114	5			
熊本県	19	31	74	38.2	1.7	39.9	44.6	84.5	7	2	2	18	1				
宮崎県	35	72	254	71.9	0.2	72.1	0.3	72.4	31	5	1	31	4				
鹿児島県	59	289	347	259.4	2.5	261.9	13.5	275.4	29	23	5	1	58	1			
沖縄県	31	113	41	14.3	2.8	17.1	0.1	17.2	11	3	2	27					
計	2,756	11,139	33,185	21,389.3	3,464.2	24,833.5	690.1	25,533.6	1,853	562	104	2,677	79				
平均	4.0	12.0	7.76	1.26*	9.02**	0.25	9.27**										
割合(%)									67.2	20.4	5.7	3.8	97.1	2.9			

出典：【農地作付統制規則】。

注：原表の数値は次のとおりである。  
\* 1 = 1.25、\* 2 = 9.01、\* 3 = 9.26

表3-2 昭和17年自1月至12月発生小作争議ノ原因、小作人ノ要求事項表（其ノ一）

	争議件数	自然的災害 二四ヶ不作	小作物露耕	小作物露耕	収支不償	農産物価下落	小作物面積	改定期間	小作物価値上	勞動米	達米關係	小作物過激 面情ノ相違	小作物引上	小作物過激 面情ノ相違	小作物引上	小作物過激 面情ノ相違	小作物地 貢賦要求	小作物地 貢賦要求	小作物地 貢賦要求	其ノ他	
北海道	107	13	9	3	2		1		1	1	64	52					1	3	30	6	10
青森	112	32	13	1	10	4	10	1	3	3	17	57	5	5	5	5	3	30	8	8	8
岩手	63	2	4	1	36	10	10	3	2	7	2	1	34	46	59	1	2	8	7	6	6
宮城	103	18	9	1									27	21	18	13	13	13	13	10	10
秋田	103	10	9	1									1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	75	5	9	9																	
福島	158	68	6	7																	
茨城	48	5	6	6																	
栃木	60	12	9	2																	
群馬	37	3	8	3																	
埼玉	17	2	2	2																	
千葉	21	7	2	2																	
東京	23	1	1	1																	
神奈川	24	2																			
新潟	1																				
富山	37	1	16	5	4																
石川	40	15	2	20																	
福井	13	6	3	1	1																
山梨	130	20	3	10	1																
長野	73	20	2	1																	
岐阜	152	126	11	4																	
愛知	63	1	5	8																	
三重	34	15	11	11	2																
滋賀	69	24	3	2																	
京都	47	21	2	5																	
大阪	36	25	1	1																	
兵庫	72	2	16	10	1																
奈良	44	9	5	4																	
和歌	28	1	19	1																	
熊本	20	11																			
大分	119	20	76	1	1																
宮崎	19	8																			
鹿児島	35	1	12	1																	
沖縄	59	4	4	2																	
和歌	27	5	1	1																	
大分	78	16	9	3																	
宮崎	69	1	17	9																	
鹿児島	127	87	16	4																	
熊本	53	2	12	11																	
大分	111	17	1	22	19																
宮崎	31	4	4	12	1																
鹿児島	6	3	2	2																	
熊本	66	3	6	16	14																
大分	93	37	8	9	2																
宮崎	15	2	8	10																	
鹿児島	36	6																			
沖縄	2,754	670	384	205	79	2															
計合	100	24.3	13.9	7.4	2.9	0.1	0.8	0.7	0.1	0.4	0.4	0.4	34.9	1.8	0.0*	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
出典：『農地作付統制規則』。																					
注：原表の数値は次のとおりである。* 1=空欄、* 2=0.1、* 3=1.0																					

表3-3 昭和17年自1月至12月発生小作争議ノ原因、小作人ノ要求事項表(其ノ二)

北 海 道	小 作 料	一時的減額	小 作 料	小 作 料 水入の減額	小 作 料 及方割込	小 作 料 倒上反對	小 作 料 改定期間 延長	小 作 料 改定期間 延長更改	過納小 作 料 納付額下又 ハ改表更改	過納小 作 料 ノ遅延返還	小 作 稼 続	小 作 稼 続 耕作費及 立毛ノ補償	耕作費又ハ 永種選	耕作費及 立毛ノ補償	要 事			其 他	計		
															現 金	物 資	現 金				
青森	17	3	2	4	1	1				1	55	50	17	17	1	1	1	13	4	10	109
岩手	3	9	3	2	4	4				2	30	3	9	4	2	2	3	3	2	10	112
宮城	18	3	3	2	4	4				2	13	9	3	1	1	1	1	3	63	63	63
秋田	31	3	21	3	4	4				2	103	4	4	1	2	1	1	1	103	103	103
山形	10	3	3	3	4	1				2	11	2	2	1	1	1	1	1	2	75	75
福島	71	8	2	2	4	1				1	18	8	8	1	1	1	1	1	158	158	158
茨城	12	6	6	2	2	1				1	23	1	1	2	2	2	2	2	48	48	48
栃木	15	2	2	2	4	2				1	27	17	17	1	1	1	1	1	60	60	60
埼玉	10	4	4	2	2	1				1	11	11	3	3	3	3	3	1	37	37	37
群馬	2	1	1	2	2	2				1	10	2	1	1	1	1	1	1	17	17	17
栃木	7	2	2	2	2	2				1	18	8	8	1	1	1	1	1	21	21	21
千葉	1	1	1	2	2	1				1	9	9	3	3	2	2	2	2	23	23	23
東京	2	1	1	1	1	1				1	4	4	2	2	2	2	2	2	1	1	1
神奈川	14	5	5	5	5	5				1	2	2	2	2	2	2	2	2	4	37	37
新潟	17	17	17	17	17	17				1	30	30	19	19	19	19	19	19	2	40	40
富山	8	3	3	3	3	3				1	62	62	25	25	25	25	25	25	3	13	13
石川	13	13	13	13	13	13				1	3	3	1	1	1	1	1	1	3	130	130
福井	23	2	2	2	2	2				1	23	23	8	8	8	8	8	8	8	8	8
長野	9	9	9	9	9	9				1	7	7	2	2	2	2	2	2	7	7	7
岐阜	131	6	131	131	131	131				1	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5
愛知	1	1	1	1	1	1				1	28	28	7	7	7	7	7	7	7	7	7
三重	21	2	21	21	21	21				1	15	15	2	2	2	2	2	2	2	2	2
滋賀	28	2	28	28	28	28				1	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
京都	21	7	21	21	21	21				1	7	7	2	2	2	2	2	2	2	2	2
大阪	25	1	25	25	25	25				1	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5
兵庫	10	4	6	6	11	11				1	28	28	7	7	7	7	7	7	7	7	7
奈良	11	4	11	11	11	11				1	15	15	2	2	2	2	2	2	2	2	2
和歌山	20		20							1	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
鳥取	33		63							1	16	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根	8	1	1	1	1	1				1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岡山	12	1	1	1	1	1				1	16	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1
広島	5	6	5	6	5	6				1	27	27	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡	40	34	34	34	34	34				1	14	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀	5	13	13	13	13	13				1	28	28	9	9	9	9	9	9	9	9	9
長崎	3	1	1	1	1	1				1	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	8	21	21	21	21	21				1	14	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大分	46	7	7	7	7	7				1	28	28	6	6	6	6	6	6	6	6	6
宮崎	9	3	3	3	7	7				1	9	9	2	2	2	2	2	2	2	2	2
鹿児島																					
沖縄																					
計	881	260	9.4	5.4	0.9**	0.6	0.3**	0.3**	0.3**	7	879	43	11	72	5	258	33	108	9.4	3.9	2.756

出典：「農地作付統制規則」。

注：原表の数値は次のとおりである。 $*1=2$ 、 $*2=0.8$ 、 $*3=0.4$ 、 $*4=0.2$

表3-7 昭和17年自1月至12月發生農地利用關係爭議件數(關係範圍並爭議原因表)

出典：「農地作付統制規則」。

表3-8 昭和17年自1月至12月發生農地利用關係爭議結果表

出典：「農地作付統制規則」。

表4-1 昭和18年自1月至12月小作争議発生件数関係範囲並結末表

争議件数	関係人口(人)						関係土地面積(町)						解説						未解決
	地主	小作人	田	畠	地	面積	其ノ他	計	安	協	要式契約	小作人ノ 要求撤回	自然消滅	合					
北海道	110	124	273	572.7	406.2	973.9	221.5	1,200.4	81	16	8	1	106	4					
青森県	98	98	156	84.5	34.3	118.8	26.1	144.9	75	9	4	10	98						
岩手県	73	76	89	27.2	21.9	49.1	15.7	64.8	36	26	10	10	72	1					
宮城県	107	118	216	147.3	17.1	164.4	30.1	194.5	76	26	3	107	107						
秋田県	64	68	254	51.0	26.7	77.7	77.7	54	7	3	3	64							
山形県	70	82	130	33.9	4.3	38.2*	2.5	40.7	53	11	2	3	69	1					
福島県	110	124	161	9.1	37.8	38.9	1.1	38.9	52	44	14	110							
茨城県	26	72	151	37.7	34.5	72.2	0.1	72.3	10	16	16	26							
栃木県	99	106	130	28.3	14.4	42.7	4.0	46.7	91	3	2	96	3						
群馬県	21	22	38	9.2	5.8	9.2	9.2	21	21	21	21	21							
埼玉県	14	18	97	0.8	17.1	17.9	17.9	17.9	11	2	2	13	1						
千葉県	29	37	95	53.9	22.2	76.1	76.1	14	12	3	1	1	27	2					
東京都	10	16	0.3	2.1	2.4	2.4	2.4	6	6	10	10								
神奈川県	14	23	112	13.8	40.3	54.1	54.1	8	1	1	1	2	12	2					
新潟県	148	498	1,542	964.9	82.2	1,047.1	18.6	1,065.7	110	26	3	139	9						
福島県	53	91	256	170.1	1.1	171.2	1.5	172.7	22	24	7	53							
石川県	37	34	570	471.8	0.9	472.7	28	5	2	35	2								
富山県	11	13	39	7.2	0.1	7.3	0.1	7.4	5	1	1	1	8	3					
長野県	88	100	172	22.0	5.0	27.0	0.9	27.9	66	13	6	1	86	2					
岐阜県	73	77	84	9.2	6.4	15.6	1.8	17.4	50	19	4	73							
愛知県	63	669	3,265	1,534.5	31.1	1,565.6	0.1	1,565.7	54	7	2	63							
三重県	127	102	229	51.3	11.4	62.7	0.8	63.5	52	67	8	127							
滋賀県	20	33	133	37.1	11.8	48.9	2.8	51.7	4	10	4	18	2						
京都府	39	119	741	412.1	0.9	413.0	0.9	413.0	26	13	13	39							
大阪府	43	175	312	130.9	0.3	131.2	0.1	131.3	31	11	11	42	1						
兵庫県	37	320	860	314.0	6.3	320.3	3.2	323.5	21	9	3	37							
福岡県	47	68	470	186.0	1.4	187.4	45	187.4	45	45	45	45	2						
山口県	25	50	78	11.3	0.7	12.0	12.0	12.0	8	5	1	50							
大分県	34	108	298	157.4	0.3	157.7	0.2	157.9	16	13	5	1	34						
佐賀県	18	20	90	3.2	10.0	13.2	13.2	13.2	9	6	16	2							
鳥取県	75	99	192	61.7	0.8	62.5	0.8	62.5	36	22	9	7	74	1					
島根県	11	11	43	0.3	16.4	2.6	2.6	19.0	5	6	6	11							
岡山県	19	21	20	3.6	0.6	4.2	0.2	4.4	17	17	17	17	2						
広島県	50	61	62	16.4	1.7	18.1	4.7	22.8	11	37	2	50							
山梨県	34	108	293	157.4	0.3	157.7	0.2	157.9	16	13	5	1	34						
和歌山県	18	20	90	3.2	10.0	13.2	13.2	13.2	9	6	16	2							
鳥取県	75	99	192	61.7	0.8	62.5	0.8	62.5	36	22	9	7	74	1					
島根県	11	11	43	0.3	16.4	2.6	2.6	19.0	5	6	6	11							
岡山県	19	21	20	3.6	0.6	4.2	0.2	4.4	17	17	17	17	2						
福岡県	122	2055	1,544.0	3.5	1,547.5	1.0	1,548.5	103	4	12	12	119	3						
沖縄県	27	399	745	1,139.1	0.2	1,139.3	0.2	1,139.3	21	2	2	26	1						
—平均	2,424	6,968	17,738.0	10,002.9	1,079.1	11,082.0	359.5	11,441.5	1,611	558	139	67	2,375	49					
割合(%)	2.9		7.3	4.13	0.45	4.57	0.15	4.72	66.5	23.0	5.7	2.8	98.0	2.0					

出典:【昭和18年昭和19年小作争議小作調停請求表】。

注:原表は次のとおりである。\* 1 = 37.2

表4-2 昭和18年自1月至12月発生小作争議ノ原因、小作人ノ要求事項表（其ノノ一）

	争議件数	自然災害 二三因歩不作	小作物耕納	小作物高奪	取支不償	農作物価下落	小作物ノ 改定期間 満了	小作物價上	穀物米 達成関係	小作物過度 又ハ小作物 而積ノ相違	小作物地上 有否ノ他 小作物間 關係	前所有者 ヨリ小作 申送指施	小作地 貢受又ハ 貢供要求	小作地 小作地 買取要求	小作人二 小作地 買取要求	其他	
北海道	110	11	18	6	4	4		1	1	37	13	1	5	5	5	5	6
青森県	98	39	4	2	5	5		1	1	72	24	4	8	8	1	1	5
岩手県	73	5	2	3	3	4		1	1	43	13	5	5	5	1	1	2
宮城県	107	10	18	1	4					64	24	4	1	1	2	2	3
秋田県	64	10	18	3	4					16	4	4	3	3	3	3	3
山形県	70	4	7	3	3					24	8	8	2	2	2	2	2
福島県	110	16	10	3	3					9	9	1	1	1	1	1	1
茨城県	26	3	7	1	1					19	19	2	2	2	2	2	2
栃木県	99	10	24	1	1					10	10	1	1	1	1	1	1
群馬県	21	7	1	1	1					1	1						
埼玉県	14	3	3	1	1					1	1						
千葉県	29	2	5	1	1					1	1						
東京都	10	1	2	1	1					10	10	2	1	1	1	1	1
神奈川県	14	1	2	1	1					2	2	2	1	1	1	1	1
新潟県	148	9	21	9	12	8		5	3	1	2	64	14	1	1	1	1
富山県	53	14	14	2	2	8		1	1	10	14	1	1	1	1	1	1
石川県	37	6	1	2	1	1		3	2	5	5	5	5	5	5	2	2
福井県	11	1	3	1	1	7		10	7	54	54	7	7	7	7	4	4
滋賀県	88	2	2	10	7	3		1	2	39	39	7	7	13	13	1	1
京都府	73	18	1	1	1	1		1	1	13	13	4	4	2	2	2	2
奈良県	38	15	15	5	62	3		5	5	3	13	4	5	5	5	24	24
和歌県	127	6	6	6	6	3		2	2	4	4	4	3	3	3	3	3
兵庫県	20	2	6	3	8	1		1	2	11	11	1	1	17	17	12	12
奈良県	39	3	3	3	3	3		3	1	11	11	1	1	2	2	1	1
京都府	43	3	3	3	3	3		3	1	13	13	1	1	2	2	1	1
滋賀県	37	10	1	2	10	5		5	2	1	23	21	2	2	2	2	2
福岡県	47	2	2	10	5	2		2	1	1	15	15	1	1	1	1	1
大分県	26	1	1	7	6	6		6	6	11	11	10	10	10	10	10	10
熊本県	34	1	6	6	6	6		6	6	11	11	1	1	1	1	1	1
鹿児島県	18	2	2	2	2	27		2	1	1	29	29	1	1	1	1	1
沖縄県	75	15	15	27	2	1		1	1	4	4	4	4	3	3	3	3
鳥取県	11	2	1	1	1	1		1	1	13	13	4	4	4	4	3	3
島根県	19	1	1	1	1	1		1	1	39	39	5	5	5	5	5	5
山口県	50	5	1	5	4	32		3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島県	28	5	4	3	3	3		2	1	4	4	4	3	3	3	3	3
高知県	128	17	32	3	3	3		1	1	2	19	19	12	12	12	12	12
愛媛県	30	10	3	2	2	1		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
香川県	26	8	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知県	27	10	3	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島県	122	32	28	16	16	1		1	1	1	1	1	1	4	4	4	4
長崎県	27	4	4	9	2	2		9	2	2	2	2	2	13	13	6	6
佐賀県	3	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	10	10	6	6
福岡県	45	3	7	5	5	16		5	6	6	14	14	10	10	10	10	10
大分県	80	6	5	5	16	1		1	1	2	28	28	13	13	13	13	2
宮崎県	8	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿児島県	34	5	4	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
沖縄県	2	4	292	374	213	49		21	26	8	14	912	58	4	265	39	6
計	2,424	100	120	154	8.8	2.0		0.9	1.1	0.3	0.6	38.9	2.4	0.2	10.9	1.6	4.7
平均(1)	2,424	100	120	154	8.8	2.0		0.9	1.1	0.3	0.6	38.9	2.4	0.2	10.9	1.6	4.7

出典：【昭和18年と昭和19年小作争議小作調停諸表】。

表 4-3 昭和18年自1月至12月発生小作争議ノ原因、小作人ノ要求事項表(其ノ二)

出典：「昭和18年昭和19年小作争議小作調停諸表」。  
注：原表は次のとおりである。\* 〔三〕〇

表4-4 昭和18年自1月至12月発生小作地引上二関スル争議表（其ノ一）

争議件数	関係人口(人)			関係土地面積(ha)			他用地			更地			主地			圃地			耕作			不耕作			其ノ他				
	地主	小作人	田畠	烟	畠	其ノ他	計	自作	工場住宅	公用地	其ノ他	計	5	1	8	10	3	4	2	1	3	1	1	2	3	2	4	2	1
北海道	48	59	429	608	317	1,354	25	4	1				5	1	8	10	3	4	2	1	3	1	1	2	3	2	4	2	1
青森県	37	35	45	97	260	16	373	14	3	5	1	1	5	1	8	10	3	4	2	1	3	1	1	2	3	2	4	2	1
岩手県	13	18	42	5	47	3	30	5	1	6	1	1	6	1	6	6	2	1	1	2	1	1	2	3	2	4	2	1	
宮城県	72	78	132	952	73	213	1,238	30	11	1	1	1	6	1	6	6	2	1	1	2	1	1	2	3	2	4	2	1	
秋田県	24	24	102	68	133	201	1,123	11	1	1	1	1	6	1	6	6	2	1	1	2	1	1	2	3	2	4	2	1	
福島県	43	46	65	160	28	188	1,085	16	1	1	1	1	6	1	6	6	2	1	1	2	1	1	2	3	2	4	2	1	
茨城県	64	66	93	139	47	1	187	27																					
栃木県	16	26	48	20	305	13	355	13																					
群馬県	24	24	35	40	45	85	13	56	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
埼玉県	8	8	18	38	167	4	167	171	6	2	1	2	1	2	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
千葉県	9	13	88	4	165	32	191	9	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
東京都	19	19	32	26	21	24	5	24	5	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
神奈川県	10	10	16	3	21	21	185	19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
新潟県	64	68	144	251	78	18	347	15	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
富山県	10	11	19	34	6	3	43	4																					
石川県	14	22	34	85	1	86	6	86	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
福井県	5	7	22	5	22	22	22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
滋賀県	54	57	102	123	28	4	155	27	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
京都府	39	42	44	30	41	6	77	20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
長野県	7	8	9	17	11	28	3	31	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
静岡県	13	13	19	13	18	31	31	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
愛知県	4	4	6	8	8	8	8	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
三重県	11	14	23	76	2	78	10	10	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
奈良県	13	13	13	13	57	1	58	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
和歌山県	21	19	67	19	13	1	33	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
大阪府	23	30	28	44	9	53	17	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
兵庫県	15	15	20	25	1	26	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
奈良県	11	11	19	37	1	38	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
和歌山県	11	11	82	15	98	1	113	7	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
鳥取県	29	51	56	17	56	17	56	17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
島根県	4	4	9	22	3	9	34	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
岡山県	13	13	14	32	4	5	41	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
広島県	39	43	48	78	14	10	102	24	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
山口県	9	14	14	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27		
徳島県	36	36	40	57	23	23	80	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18		
香川県	9	9	20	1	21	7	34	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
高知県	4	12	11	12	11	12	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
福岡県	19	20	19	22	2	24	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
佐賀県	3	3	3	3	7	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
長崎県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
熊本県	17	17	17	17	71	71	9	87	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
大分県	28	40	66	56	30	20	106	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
宮崎県	2	2	2	2	9	3	12	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
鹿児島県	14	16	14	27	31	4	62	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
沖縄県	2	2	2	5	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
計	912	1,046	1,724	3,365	2,380	638	6,383	446	39	3	9	51	78	58	7	116	55	19	10	1	57	14	4	26					
割合(%)	1.1	1.8	3.6	2.5	0.7	6.8	47.3	4.1	0.3	1.0	5.4	8.3	6.2	0.7	12.3	5.6	2.0	1.1	0.1	6.1	1.5	0.4	2.8						

出典：「昭和18年昭和19年小作争議小作調停請求表」。

表4-5 昭和18年自1月至12月発生小作地引上二関スル争議表（其ノ二）

	解約												未解決			
	小作人ノ主張			地主			不定期			小作地質受			其ノ他			計
	小作料額	小作権又ハ 小作小作権 譲り受	小作権人 小作権並作業 料支給	無条件	耕作費 土地並作物 料等ノ 償還	小作地買受	代地交付	其ノ他	耕作費支給 作物等ノ 償還	小作料減免	小作地一部 代地交付	定期	終了	未解决		
北海道	42	1	1	1	2	1	1	1	2	2	14	3	3	19	3	47
青森県	34	12	3	1	3	2	2	1	1	4	4	5	8	11	8	37
岩手県	12	67	1	1	3	1	2	2	2	4	4	4	7	13	13	13
宮城県	19	19	2	1	1	1	1	1	1	4	4	4	10	10	4	4
秋田県	36	3	1	3	3	1	5	1	5	4	4	12	12	12	2	24
山形県	60	60	4	4	3	3	6	5	5	3	3	13	13	13	8	43
福島県	16	16	2	1	2	1	3	2	2	1	2	1	10	10	8	64
茨城県	21	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	1	1	16
栃木県	8	8	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	5
群馬県	7	17	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	6	6	8	8
埼玉県	8	10	2	1	1	1	1	1	1	2	1	2	2	1	1	17
東京都	8	54	10	10	1	1	1	1	1	2	2	3	41	6	1	2
新潟県	8	52	6	6	6	6	6	6	6	1	1	1	1	5	1	62
福井県	9	33	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
石川県	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
富山県	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石川県	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福井県	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野県	9	19	4	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5
岐阜県	6	18	6	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	54
愛知県	9	11	2	1	2	1	3	1	3	2	3	1	1	1	1	39
三重県	9	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
滋賀県	9	19	9	1	2	1	3	1	3	2	3	1	1	1	1	10
京都府	9	18	6	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21
大阪府	6	6	6	8	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
兵庫県	6	12	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
奈良県	8	26	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌県	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本県	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大分県	32	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿児島県	7	12	7	2	2	17	6	1	1	2	2	2	2	15	11	9
宮崎県	9	9	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8
福岡県	9	26	1	1	1	1	7	6	1	2	4	3	6	6	1	1
大分県	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	4
宮崎県	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
鹿児島県	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
沖縄県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	783	83.1	6	26	5	97	14	11	35	6	89	31	88	44	25	922
割合(%)	83.1	0.6	2.8	0.5	10.3	1.5	1.2	3.7	0.6	9.4%	3.3	9.3	4.7	22.8	32.6	3.6
																2.1

出典：「昭和18年昭和19年小作争議小作調停結果表」。  
注：原表は次のとおりである。\* 1 = 9.5、\* 2 = 7.8

表4—7 昭和18年自1月至12月發生農地利用關係爭議件數關係面積並原因表

原因	耕種關係	面積(反)	農業面積					水利面積				農工業經營關係				相隨關係				其他			
			個人	家庭	田	地	其 他	計	分水閘系 統改築	機械物 料改築	水利施設 使用料	水利權 利關係	其 他	黑木枝	垂柳	耕作 方法不明	燒草作 爲肥料	除樹關係	因 爲	燒草作 爲肥料	其 他	其他	
北海道																							
青森	1	3	37		1	1		821	197								1	1					
岩手	4	1	3	3	1	1		2	2								1						
宮城	4	1	1	3	1	3		420	2														
秋田	4	1	2	14	1	1		1	140														
山形	4	1	2	112	2	2		17															
福島	4	1	2	21	2	2		1	1,259	23	1	1,283	1	1		3							
茨城	5	1	5	8	6	2		1	3,004	1	1	3,004	1	1		2							
栃木	5	1	2	1	1	1		3		2	8					2							
群馬	5	1	5	16	6	2		1	1	7	308	1	315	1	1		2						
埼玉	7	1	7	5	1	1		1	1	1	2					2							
千葉	7	1	2	4	7	3		1	505	1	1	505	1	1		1							
東京	6	1	6	53	1	1		90	3	1	94					1							
神奈川	7	1	6	167	6	41		170	1	1	2,916	1	2,916	1	1		6						
新潟	7	1	7	7	1	1		1,536	7	1	1,536	2	2		1	1							
富山	7	1	7	424	7	1		1	1,536	7	1	1,536	2	2		1	1						
石川	7	1	7	53	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
福井	7	1	7	167	6	41		1	1	1	1	1	1	1		1							
長野	7	1	7	4	7	3		1	1	1	1	1	1	1		1							
岐阜	7	1	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
愛知	7	1	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
三重	7	1	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
滋賀	7	1	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
京都	7	1	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
大阪	7	1	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
兵庫	7	1	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
奈良	7	1	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
和歌山	7	1	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
鳥取	7	1	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
島根	7	1	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
岡山	7	1	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
広島	7	1	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
山口	7	1	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
福岡	7	1	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
大分	7	1	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
宮崎	7	1	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
鹿児島	7	1	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
沖縄	7	1	7	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		1							
計	112	981	13	73	8	14	5	16,208	718	420	17,316	15	7	8	10	11	5	6	1	14	10	3	7
																							15

出典：『昭和18年和19年小作争議小作調停諸表』。

表4-8 昭和18年自1月至12月発生農地利用関係争議結果表

争議件数	結										未解決		
	分水協定	水利権除去	水利施設ノ 貸付除去	水利使用料 協定	飛	農 業	水	利	開 墾	解 決	其ノ他	計	
北海道 青森県 岩手県 秋田県 福井県 滋賀県 群馬県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 栃木県 宇都宮市 佐賀県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	1 4 8 2 2 3 4 9 2 2 9 9 13 2 8 12 14 2 8 2 8 10 4 6 8 2 33 2				1							1	
					2	1	1	1	1	1	1	1	
					1	2	1	1	2	1	1	2	
					1	1	1	1	1	1	1	1	
					1	1	1	1	1	1	1	1	
					2	1	2	1	2	1	1	2	
					1	1	1	1	1	1	1	1	
					1	1	1	1	1	1	1	1	
					2	1	1	1	2	1	1	2	
					1	1	1	1	1	1	1	1	
					1	1	1	1	1	1	1	1	
					2	1	1	1	2	1	1	2	
					1	1	1	1	1	1	1	1	
					3	1	2	1	3	1	1	3	
					1	1	1	1	1	1	1	1	
					1	1	1	1	1	1	1	1	
					2	1	1	1	2	3	3	16	
					1	1	1	1	1	1	1	1	
計	210	15	17	6	6	5	2	1	10	4	3	4**	12**
												98	14

出典：【昭和18年昭和19年小作争議小作調査諸表】。  
注：原表は次のとおりである。\* 1 = 5、\* 2 = 11